

(案)

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について（I）

1 新制度の利用者負担について

(1)利用者負担について

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める基準を限度として、市町村が定めることとなります。

(2)国水準の状況について

利用者負担のイメージ(国が定める水準)が下記のとおり示されました。

認定区分	対象	該当施設・事業	国（国水準）の考え方
1号認定	3歳以上 教育のみ	認定こども園、幼稚園	現行の平均負担水準を基本とする。
2号認定 (※標準時間)	3歳以上 保育が必要	認定こども園、保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。
2号認定 (※短時間)			2号認定標準時間の98.3%を基本とする。
3号認定 (※標準時間)	0～2歳 保育が必要	認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。
3号認定 (※短時間)			2号認定標準時間の98.3%を基本とする。

※標準時間と短時間

標準時間 …… 主にフルタイムの就労を想定。利用可能な時間帯は11時間。

短時間 …… 主にパートタイムの就労を想定。利用可能な時間帯は8時間。

2 本市における利用者負担の現状

(1)利用者負担の現状

①幼稚園

本市の市立幼稚園の保育料については、昭和53年以降、保育料問題懇談会では運営経費に占める利用者負担額の割合が1/3程度が妥当とされたが、近隣各市の保育料を考慮し、現在は1/4程度で設定しています。

一方、私立幼稚園については、各設置者において保育料を設定しています。

②保育所

本市の保育料は、昭和57年以降、保育所保育料に関する懇談会の答申を受け、国の徴収基準額の75%という保護者負担と市の経費負担との間において、推移しており、その負担割合は妥当であると考えられています。

3 幼稚園の利用者負担について(教育標準時間認定＝1号)

(1)市立幼稚園保護者負担割合

年度	総事業費	市負担額	負担率	保護者負担額	負担率
23	660,505,705円	521,186,205円	78.9%	139,319,500円	21.1%
24	575,113,324円	436,327,224円	75.9%	138,786,100円	24.1%
25	571,357,973円	436,758,373円	76.4%	134,599,600円	23.6%
国基準の75%	571,357,973円	404,850,773円	70.9%	166,507,200円	29.1%

※平成15～22年度の保護者負担割合 21～29%で推移

(2)私立幼稚園の保護者補助金(市単費)の負担割合

国の示している現行の利用者負担基準額のイメージは、全国の私立幼稚園保育料等の平均から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたものを設定しています。

これまで、本市では、公私立間の幼稚園保育料の負担格差を是正する観点から、就園奨励費補助で是正できない部分へ補助(保護者補助金)しております。

過去3か年の国基準の利用者負担総額に対する保護者補助金総額の負担割合は25.8%であり、保護者の実質的な負担割合は74.2%となっています。

年度	利用者負担総額	市負担額	負担率	保護者負担額	負担率
23	801,274,800円	211,221,910円	26.4%	590,052,890円	73.6%
24	791,929,200円	216,224,900円	27.3%	575,704,300円	72.7%
25	798,622,800円	188,958,640円	23.7%	609,664,160円	76.3%
3年平均	797,275,600円	205,468,483円	25.8%	591,807,116円	74.2%

(3)幼稚園(1号認定)の設定について

保育所保育料を参考に、保育料を国が示す基準の75%とした場合、市立幼稚園では保護者の負担割合は総事業費の約29%となり、保育料問題懇談会で妥当とされている1/3と現状の負担1/4の範囲内となり、概ね適正な負担と考えられる。また私立幼稚園についても、利用者負担総額に対する実質的な負担(保護者補助金控除後)の割合が約75%となっていること、さらには共通の財政支援を受ける保育所との整合を図る観点から統一的な考え方が望ましいと考えられることから、幼稚園(1号認定)の利用者負担については、国基準の75%とすることが妥当であると考えています。

4 平成27年度の保育料について

○幼稚園(1号認定) 国の示す基準の75%

○保育所(2・3号認定) 国の示す基準の75%

○認定こども園(1・2・3号) 1・2・3号の組み合わせ

※市立幼稚園については、激変緩和のための経過措置を設けます。

5 地域型保育事業の保育料について

地域型保育事業については、保育の設備、基準等が認可保育所と比較し、緩和されていること、また園庭等の確保や行事の実施が困難な実情を踏まえて検討する必要があります。

6 今後の利用者負担について

新制度においては、子育てをするすべての家庭に対して、子育て支援となる保育サービスの提供と継続的な教育・保育の質を確保するため、利用と負担の公平性を担保した適切な利用者負担が必要であると考えています。